

判 決 骨 子

1 事案の概要

本件の事案の概要は、以下のとおりである。沖縄防衛局は、沖縄県宜野湾市所在の普天間飛行場の代替施設を同県名護市辺野古沿岸域に設置するため、控訴人の執行機関である沖縄県知事から、公有水面埋立法（埋立法）42条1項に基づく公有水面埋立ての承認処分（本件承認処分）を受けていた。この公有水面の埋立てに関し、沖縄防衛局は、沖縄県知事に対し、埋立法42条3項において準用する同法13条ノ2第1項に基づき、埋立地の用途及び設計の概要に係る変更の承認の申請（本件変更申請）をしたところ、沖縄県知事は変更を承認しない旨の処分（本件変更不承認処分）をした。これに対して、沖縄防衛局が、本件変更不承認処分について、地方自治法255条の2第1項1号の規定（本件規定）に基づく審査請求（本件審査請求）をしたところ、国土交通大臣は、本件変更不承認処分を取り消す旨の裁決（本件裁決）をした。

本件は、沖縄県知事の所属する行政主体である控訴人が、国土交通大臣の所属する行政主体である被控訴人に対し、行政事件訴訟法（行訴法）3条3項に規定する抗告訴訟として、本件裁決の取消しを求めた事案である。

原審は、控訴人の本件訴えを不適法なものであるとして却下したところ、控訴人がこれを不服として控訴した。

2 当裁判所の判断の骨子

当裁判所は、原審同様、本件訴えは不適法であり却下すべきものであると判断し、控訴人の本件控訴を棄却する。その理由は、以下のとおりである。

本件規定による審査請求に対する裁決について、原処分をした執行機関の所属する行政主体である都道府県は、取消訴訟を提起する適格を有しないものと解するのが相当である（最高裁令和4年（行ヒ）第92号同年12月8日第一小法廷判決・民集76巻7号1519頁参照）。

これを本件についてみると、沖縄防衛局がした本件変更申請に係る沖縄県の事務は、埋立法の規定に基づき地方公共団体が処理することとされた事務であり、第一号法定受託事務であるところ、沖縄県知事は、当該地方公共団体の執行機関として原処分である本件変更不承認処分をしたものである。そして、本件裁決は、
5 沖縄防衛局が本件変更不承認処分を不服として行った本件審査請求に対するものである。そうすると、原処分である本件変更不承認処分をした執行機関である沖縄県知事の所属する行政主体である控訴人は、本件裁決の取消訴訟を提起する適格を有しない。したがって、控訴人が提起した本件訴えは不適法である。

以上